

# 総務建設経済常任委員会会議記録

1. 期日 令和元年12月9日(月) 開会 9時30分  
閉会 14時50分
2. 場所 第1委員会室
3. 付議事件
- ①町の持続可能な未来像と財政運営の観点から原案とそれ以外の新庁舎整備についての意見検証を求める陳情（令和元年陳情第13号）
  - ②二宮町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について（町長提出議案第78号）
  - ③会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について（町長提出議案第79号）
  - ④二宮町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例（町長提出議案第80号）
  - ⑤職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（町長提出議案第81号）
4. 出席者 二宮委員長、坂本副委員長、善波委員、羽根委員、杉崎委員、大沼委員、根岸委員、野地議長
- 執行者側 ①町長、副町長、政策担当部長、企画政策課長、施設再編推進班長、施設再編推進班新庁舎担当  
②～⑤町長、副町長、政策総務部長、総務課長、庶務人事班長
- 傍聴議員 6名  
一般傍聴者 5名
5. 経過

---

## ①町の持続可能な未来像と財政運営の観点から原案とそれ以外の新庁舎整備についての意見検証を求める陳情（令和元年陳情第13号）

### <趣旨説明>

（趣旨説明：まちづくり工房「しお風」代表 神保智子氏）

神保

趣旨説明をする前に、参考資料で転記ミスがあったので、そこを修正していただきたい。A3の財政推移の表だが、平成30年度のところを見ていただきたい。その町債残高7104280に修正していただきたい。その下の前年増減が14782に修正させていただきたい。二宮町役場新庁舎建設については、3月議会で基本設計委託料を除く修正当初予算案が可決。その3か月後町は新庁舎建設概算経費を約26億4千万円から20億円に減少させた再案を公表し、この基本設計委託料を含んだ補正予算が6月議会で否決された。

しかし、補正予算が否決されても町の新庁舎建設案が修正されたわけではない。9月議会の答弁で村田町長は、「先進事例の研究、調査、検証などもやっているの意見交換できれば。財政も正しくきちんと理解していただけるようにデータなどを持っていきたい」と述べ、住民から出た様々な意見を検証すると答弁していたと思う。地区との意見交換会での資料は再案のまま変更はしていなかった。広報や議会だよりでも意見の検証、検討状況は不明のままである。

二宮町役場新庁舎建設の再検討を求める陳情は、2団体からそれぞれ2度提出され、採択されているが、地区との意見交換会を経た現在も、住民が求める将来ビジョン、財政計画は公表されず、原案の再検討もされていない。いったいいつになったら公表されるのだろうか。

地方自治法第2条第14項には「地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最小の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」と規定されている。

多くの住民が町の将来を担う子どもたちの教育環境の整備や、住民の生活や防災に直結している福祉、生活道路、地域集会施設、避難所の整備の優先を望んでいる。そして、町が新庁舎建設を最優先し、これらの取組みが遅滞するのではと危惧している。

このようなことから、原案のままでは役場新庁舎建設が住民の福祉増進とは言えず、建設費用が26億5千万円から20億円に減少したとはいえ、二宮町の自主財源は40数億円程度で、義務的経費は37、8億円なので、最小の経費とは言えない金額である。しかも庁舎建設は町民の安全、安心、町民サービスの向上を強調しているが、次々報道される役場の不祥事や、役場全体の防災意識、人権意識の低さの現状や新庁舎建設の町の説明から考えると、その効果も最大とは言えない。

町民の安全、安心、町民サービスを重視する意志を徹底させる方法や、最大効果を発する具体的な政策を考えているのか。また、原案では20億円に減少しているのに、一般財源からの充当額は1,295万円、基金は5,680万円合計自主財源から6,975万円増額している。さらに今後経常支出を見直し、財政抑制するということは、現に3月議会では、修正当初予算となった3つの事業、88歳敬老祝金を2万円から1万円に減額、二宮町が独自に障害者に支給していた在宅障害者福祉手当の廃止、町が独自助成していた軽度障害者の医療費も助成対象除外しようとしていたように影響を及ぼしている。どのような内容で財政抑制するのか、住民への影響をきちんと公表すべきである。

町の人口ビジョンの町民税予測では2060年には2015年に比較して50%程度は減少するとしており、二宮町総合戦略に記載されている健康寿命（国保ベース）は男性65.9歳と低い。その理由は国民健康保険データから割り出した数値だからだが、男性の30代、40代の加入率が増加しているからだと思う。したがって、税収低下の加速、反面医療費の減少はあまり望めない。特に被災した場合は、町民税は想定外の大幅な減収が考えられる。このような時に20億

円の投資が適切なのか。町は税収が減っても、地方交付税が増加するから住民への影響は無いように説明しているが、国の財政状況を考えても最低保障基準は減少することが想定できる。令和元年9月の税制調査会答申でも、地方公共団体が地域ごとに異なる課題に取り組み、行政サービスを提供し続けるため、持続可能で安定的な地方税財政基盤の構築が必要となると記載されている。また以前「地方創生」講演会で、財務省の職員が地方創生に関する交付金が創設され、努力しない自治体は捨て置かれても仕方ないというような発言をしていた。町費が投入できなければ、当然住民への影響はあると思う。

防災上、庁舎整備は緊急に必要なだが、現状の防災の取組みは住宅の耐震化、家具固定、ブロック塀倒壊防止への支援、初期消火対策、要援護者の把握、地区防災との連携訓練などがきちんとできていない現状で、緊急意識のもと体制の整備を早急に進めているとも、防災、減災の一貫した考えがあるようにも思えない。同じ町が策定しているのに、市町村役場機能緊急保全事業の要件で、建て替え後の庁舎を位置づけなければならない業務継続計画は庁舎倒壊を想定せず、使用不可能な場合は消防本部を災害対策本部とするとし整合性がなく、いくら今後この計画を充実していくとはいえ、実際の人員配置、災害対策本部、救援、受援受け入れ、地域防災拠点への連絡、通常業務などの配置割り振り、長期の救援体制ができていなくて、機能する計画とは言えない。また町自体がハザードマップを無視してよいのだろうか。その上、跡地となる駅前広大な土地利用、建設場所と予定している現駐車場の代替地、新庁舎建設移転による影響なども不明である。資料に掲載したように原案では二宮駅前地区地区計画、平成21年9月決定の目標「公共施設の再整備を図るとともに、公共施設・商業地の機能をあわせもつ複合的市街地の形成及び周辺環境との調和、住環境の向上を図る。」現庁舎があり、将来公共施設が廃止される予定のC地区の土地利用の方針「町民及び周辺住民の利便性向上のため、公共・公益的施設の再整備、保全を図る地区とする。」に反する懸念がある。

町の現庁舎の跡地計画は未定で、しかも現庁舎の建設活用は不可能である。このままでは、資料に掲載したように公共施設、福祉施設、学校、病院などしか建築できず、民間活用は難しく、二宮町の顔とも言える二宮駅前の高台に廃墟が出現することになりかねない。高齢化、劇的な人口減少が起こる将来を見通した町の持続可能な未来像があつてこそ、庁舎整備はどこにどのような機能を持った施設にするか決めることで、最大の効果を発揮できると思う。「しお風」も様々な視点からの議論を深め、町が持続可能な実効性を高めるために代替案を作成した。「しお風」は新庁舎建設の反対・賛成の対立が悪いことではなく、議論を深め、多角的な視点から実施策を精査し、実効性を高める端緒と考えている。町の未来像、庁舎のあり方、財政計画、庁舎整備の目的、手法などの議論を深め、住民主体のまちづくりを進めて欲しいと思う。このようなことから、町の持続可能な未来像と財政運営の観点から原案とそれ以外の新庁舎整備について意見検証を求め、次の項目を陳情する。陳情項目

1、新庁舎整備についての意見の検証結果の公表と具体的な説明を求める。2、将来を見通した町の持続可能な未来像とその財政への影響、特に新庁舎建設が与える住民への具体的な影響の公表と説明を求める。3、町が考える新庁舎を拠点とした発災時の町全体の防災体制とそのための日頃からの地域防災との連携体制について説明を求める。

### ＜陳情者に対する質疑＞

根岸

私は、前回、町民が納得のいくところは、何をもって判断するのか分からないということ、陳情者の求められる財政計画の作成は、今の町に出させても意味が無いのではないかとというところで反対させていただいている。今回陳情項目にそういうことが出てきていないので基本的には賛成だが、せっかくの機会なので、趣旨の部分を含めて質問させていただきたい。1 ページ目だが、パーツが3つに分かれていて、真ん中の最後の方に最小の経費とは言えない金額だというふうにおっしゃっており、これはたぶん 20 億では高く、もっと減らせるはずだという意味だと思うが、それが、神保様が出された代替案だというふうに理解すればよろしいか。そのポイントとしては、既存施設を有効活用するということがポイントになるのかどうかということを含めて教えていただきたい。2 点目一番下のところで、原案で 20 億円に減少しているのに充当率を高めたい。この部分に対してだが、原案では 20 億円に減少しているのに、最初の自主財源支出が増額しているとおっしゃっているが、私としては、この措置は今後の財政抑制を緩和するためなのかと思い、案を説明の時に聞いていた。その下の文章を含めて、今後の交付税制度は今のようには存続しないという行いの元に、そういうことをおっしゃっていると思う。いずれにしても、神保さんの案をこれから財政的に考えていくとしても、どのような影響を及ぼすのかという説明があったほうがよいと思う。今町は構想と計画の段階で出している案に対してというよりは、見直しを経てから、そういうふうな説明をしていくというふうに考えるのが妥当なのかと、そういった意味では、陳情項目 2 にかかってくると思うが、見直しを経てからの説明で良いのではないかと思うが、いかがか。これは項目 1 にかかるのか、新庁舎整備の意見についてだが、いろいろな場面で出されているかと思う。神保さんご自身もこうして提案しているし、この意見はどういう場面のことをおっしゃっているのか。実際に今までこういうことがあったと、このことについての意見の検証というのはどんなところの意見というのをおっしゃっているのか教えていただきたい。3 つである。

神保

最小の金額とは言えないというのは、説明会、意見交換会でおっしゃっていたが、80 億円の中で 20 億円だからたいした額ではないだろうと町役場の職員の方は説明していたが、80 億円と言うのは特別な収入、臨時収入があったときの総額で、自主的な財源と言うと半分ちょっとなので 40 数億しかなく、実際に必要な義務的経費は 37、38 億円である。その金額の中で、やはり 20 億は非常に大き

いのではないかと私は感じた。最小の経費と呼ぶ中で、既存施設の有効活用でそういったことも活用しながら、あと実際に財政の中で今建築技術がいろいろあるので、そういった中で最小の金額っていくらなのか、町民の中では判断しにくいことがあるので、そういったことを含めて説明していただけたらと思う。充当率を高めたと言う中で、一般の支出を抑制した中で、先ほども挙げたが、3つの事業がなくなってしまうたり、実際に基金を見ていると、それは関係ないと言うのかもしれないが、地域福祉基金とか積み立てられていなかったりとか、だんだん額が少なくなってしまうたりだとか、いろいろある。実際にいろいろな事業を比較していくと、やはり福祉とかに影響があったのではないかと、今回皆さんが反対したのは、自分の身近なところで道路がボロボロで、これからやるということだったが、自分たちの生活水準が前より低くなっているのではないかとということを感じられているのではないかと思う。そういったことが考えてほしい、公表してほしいなど。見直しを経てからでよいのではと saying していたが、見直しされるのか。私は最近具合が悪くて世間のいろいろなこととか、議会とかあまり出ていなかったから知らないのかもしれないが。見直しされることは決まったのか。意見交換会では見直されてそういう話が出るのかと思ったが原案のままだった。それ以降また変化があったということか。見直しを経てからとか、必ず案を出した時は、きちんと説明する必要があると思う。3番目の意見とはどういうことかだが、今までの中で説明会のときに意見も出ていると思うが、実際町に要望書などが来ていると思う。パブコメとか求めると、必ず意見があって、こうだというのが簡単に出ているが、これは庁舎建設の大きな問題なので、そのことをきちんとし、その中で今こういう状況にあるので、町はこういうふうに見直ししているということがあるのもいいんじゃないかと思いい今回陳情している。

根岸

一問目だが、20億を今の財政規模からしたら、20億高いでしょうとお聞きしたかったのは、それが高いから神保さんの出されたものが1つの案だと捉えさせていたきたい。出された案で、もっていけば最小の経費と言えるのか、それとも、もっと安くできるだろうとご提案で、それは既存施設の有効活用がポイントになるのかどうかもう一度伺う。案の見直しについては私も知らない。申し訳ない。これから聞ければと思うが、2問目については分かった。意見のことも分かった。こういう神保さんも代替案出されて、案については陳情出されるまでの間に、例えば町との直接のやり取りとか何かされたことはあるか。質問は2つである。

神保

もちろん、既存の施設を有効に活用するということもポイントである。それと、案の事前にと言うのは分からないところとか、財政のことを聞いたと言うところはある。実際に案を作る前に、庁舎に建築士を連れて一緒に歩いて、今の現状で実際に本当に耐震できないのかとか見て、やはりここは問題があり耐震できないなど言う中で、その方のこんなことを考えてみたらということ、少し踏まえ

ながら案を作成した。私の案は一案であり、色々な意見があつて、その中でぶつけ合うことで最善の案が出てくるのではないかと、私は今回、一案を提出した。議員の皆さんはどう評価されるか分からないが、私はやっぱり町全体の中で、庁舎建設を考えなければならぬのではないかと。単独で考えてはいけないのではないかとということで案を提出した。今後単独ではないということは、学校の整備、地域集会施設でいろいろなことが起こると思う。最小の経費と関わるが、テレビなどでたくさん報道されているが、台風があつた被害の後、日本は相当大きな被害が、どんとくるだろうといわれている中で、実際に 20 億の投資を今ここでしてよいのだろうかということも考えて最小の経費と言っている。

根岸

案についてだが、新庁舎整備についての意見、それにまつわる説明といったところにも絡みつつ、神保さんが考えた案について直接町の執行部とのやり取りは今までされたのか。

神保

要望書ということで町には提出しているが、受領してはくれているが、私は正式に文章で出したが、町のほうから公式には話が無く、どうなったのか聞いたら受け取ったよという話があつたが、それも正式ではなくその後どうなっているのか私も分からない。

大沼

神保さんの代替案とか目を通して、一つ目は、町のほうで集約化と言われることがよくあるが集約化というところが 20 億とか 26 億と言う話になるが、建設費用のほかに神保さんが心配されるというか、気になるような問題点があれば教えていただきたい。二つ目、代替案の中で、神保さんのお考えでは、分庁舎というか、分舎化をしていくというようになっていると思うが、これでいくと、2 か所に分舎を作るというような形になるが。おそらく順次、いっぺんにやるのではなく、徐々にやっていくというようなことのお考えだと思うが、だいたい経費としてどのくらいがいいのかなど。これは本当にざっくりで構わないが。イメージ的に、このくらいだったらよいのではというのがあれば、教えていただきたい。三つ目、今までの一連の流れの中で、陳情・要望やってこられたが、陳情を何度も出しても意見が反映されない中で、今二宮町の町政に対してどのような印象をもっているか教えていただきたい。

神保

私はいつも、ハードとソフトがまちづくりにすごく大事だと思っているが、ソフトのしっかりとした哲学というか、信念というものが無い中で、ハードをつくってもいつも失敗すると思っている。ハード施設で、建築士の方とも最近お付き合いがあるので、その中で思うのが、この建築物ってとってもいいなと思うのは、しっかりした、そこをどうデザインして、そこをどう使って、どういうふうにするというのがしっかりしているから、建築した時に、ただきれいで安易なというかたちではなく、長年もつと。今、私、歴史的建造物の保全の活動をしているので思うが、良い建物はすごくもつ。しっかりした考え方でできているから、皆さんが使っていて使いやす

い、大事にしたいと思って、長持ちしていると思う。庁舎建設でたくさん使うのであれば、そのへんをはっきり示してほしいなと思う。それをつくる村田町長は、いつも皆さんの考えを反映してということなので、そういうことをみんなで出し合いながら、ただ単にものとしてこんな施設がほしいというのではなく、実際にどういう機能をさせるのか、すごく深く議論してほしいと思う。すごく今回の庁舎建設の費用もそうだが、実際に住民の中でどう積み上がっていくのが、建設費を出すために町が一番最初に出した案で出されたものからすると、平米で出したのは国が言っているスペースの最大限を取っていて、管理職になると2倍、これからの建築と言うのはそういう従来の上にいけば、スペースを大きく取るような費用の使い方でもいいか疑問である。今の時代の兆候から言うと、シェアであって。どういうことが役場として使い勝手が良くて、検討していないのが疑問に、エイヤで出してしまった。大沼議員がおっしゃったように、町は集約化と言うが、ソフトがしっかりしていない限り、集約できず、同じ建物内であっち行ったり、こっち行ったりしてしまう。そこまで町は考え方でご迷惑かけないように、ちゃんと受け入れることができるようにしてほしい。例えば、庁舎建設の要望書を出す時にも、総務か企画に出すか分からず、総務に行ったらやはり企画と言われて、そちらに出したが、企画の方でも自分のところで受け取っていいのかとだいぶ時間がかかり、結局返事がなかった。これが本当に集約化になるのか、現状がこんなでいいのかと、すごく疑問に思う。要望があった場合には、受け方の仕組みができていて当然だと思うが、それができていない。そういうところからも実際に20億の経費が適正なものか疑問視される。建築費だが、財政全体の中で町はどこまで出していくのが適正か分からない状況である。先ほど申し上げたように、いつ大災害が起きるか分からない状況であり、財政の基金や町債発行において、大きなことがあるとすごい影響を受けている中で、実際に適正な価格はもっと勉強しないと分からないものである。すごく思っていることは、この庁舎建設が災害に対応するためにできているのが第一目的だと思うが、その中で、住民はすごく被害を受けると思う。そういったものを守っていくための費用が、実際に財政の中で積み立てられているのが疑問である。そのため20億円が高いのではないか。そもそも住民がそれを危惧すること自体が問題であり、今回でハッキリさせてほしいと要望している。陳情を何回も出しているが、協働の町づくり、意見交換をすと言っているが、いつも一方通行である。町との関係の中で考えるのは、意見交換の場で意見交換する環境をつくってくれないということである。地区の意見交換会の際に、質問をした。そしたら私の服装を非難している人たちがいて、そのことで時間を使われてしまった。意見交換の場ということで止めていただきたかったし、大沼議員が「止めてください」と言ったけど止めてくれなかった。町はまだまだ住民とどう意見交換し、どう反映していくか仕組みができていない。本当に一方通行で何か意見を言うと文句言いたい形になってしまうことが改善されないと庁舎ができて、住民の不満が解決できていく仕組みはできず、庁舎建設は防災

のため緊急だと言っている割には、緊急的な色々なことが整備されていないと思うのが実感である。

羽根

1点だけ確認である。陳情項目2で将来を見通した町の持続可能な未来像とその財政への影響において、未来像というのは全体的に町がどう発展させていこうと思っているのかと、財政の影響を具体的にということなので、庁舎をこういうふうにつくっていくとなると、町民にこう財政を絞っていくというのを具体的に示していくと私は捉えてが、あっているか。

神保

羽根議員のおっしゃるとおりだと思う。それと未来像を示す時に抽象論ではなく具体的に庁舎はこういうふうに、ここに建てるのはこういう理由で、その関係として学校施設はこんな感じになり、地区集会施設はこうなっていくということが具体的に配置も含めて描いていただいて、そのためにはこれだけの費用がかかり、この分は現在優先度があまり高くないため、後に回すというような説明がほしいと思う。

杉崎

陳情趣旨の最後に「このようなことから」のところで、原案というのは町の現状の案だと思う。「それ以外の新庁舎整備についての意見検証を求めていく」とあり、それ以外とあるが、この文面からすると、神保さんの他にあるからちょっと待ってもらおうという説明と、それ以外の新庁舎整備について求めだから、それが陳情に入っていないと見受けられる。陳情項目の1の新庁舎整備についての意見の検証結果と、これは原案でしょ。もともとの陳情者のことだと思う。その点が1点と、見開きの中の庁舎整備の配置のイメージで分からない点がある。左の上の分化庁舎の矢印の一番右で公用車等駐車場というのはどこを指すのか。公用車である、公用車というか一般住民がここに停めるのではないのか、そこらへんが分かりにくい。下にも書いてあるが、その2点教えていただきたい。

神保

それ以外というのは、私が出した案だけではなく先ほども根岸議員に答えたが今までに出ているいろいろな意見があると思うのでそのことについて言っている。それについての陳情項目は1番目の新庁舎整備についての意見の検証結果の公表と具体的な説明を求めますというところに入れているつもりである。それと、他のところでも財政、ビジョンをという意見がかなり多かったので、その中に入れているということである。3点目の防災についてもみなさん心配されているのでその中に入れているということである。それと、公用車、駐車場で言葉が分からなかったのが、武道館に近い方は、公用車が停まっていると思うが、あそこのことを言っている。手前の駐車場ではなく奥の方だと伝えたかった。適正な言葉が分からなかった。

杉崎

陳情項目の1番目だが、新庁舎整備についていろいろな意見の検証結果の公表と、町が検証結果をしているのだろうか。後で聞いて



みたいと思う。求めるのは、検証してたら公表してほしいということではよろしいか。

神保氏

確か9月議会のときに、善波議員の答弁を村田町長がされているときに、いろいろ意見があってやっているという話をしたと思うが、それがいまだにどこにも出てきていないのでは。私が知っている中ではその後の意見交換会ではそのへんのことが出ていなかったように思える。そういったことで出している。

### ＜執行者側への参考質疑＞

大沼

今の陳情の中でソフトができていないと陳情者が指摘していて、そのところのもうひとつの要素として、執務スペースが計画の中に公表されていたと思うがこれは何か法的に決まっているのか。その広さが無ければ仕事ができないということなのか。執務スペースの容量と言うか広さを確保するということにつながるが、以前にも露木議員から指摘されていると思うが、庁舎内の整理というか物が雑然とした環境というのが、いまだ解消されているようには見えない。これは、あまり人のことばかり言えないが、よくある片付けられない家みたいな現象なのかと認識している。たとえば執務スペースとか容量が広くなると物がまた余計に増えるという悪循環のパターンだがそこらへんをどう考えているのか。以前の私の質問でも言ったが、陳情者の2番目のところだが、災害の基金の積み上げが無いので、心配の要素になってくると言われた。災害対策基金として5千万程度積み上げされているが、台風19号の対応ということで対策費用として相当な金額が発生している。これは神奈川県でもそうだが、箱根町も相当多額の対策費が補正で出てくるという新聞記事を目にしているのですこらへんの考え方を聞かせてほしい。3番目に今までのご意見をいただいた中で、町としての回答だったり、計画の変更がなかなか公表されてこない。計画の変更がなかなか出来なかったとしても質問とかには答えていく必要があるのかと思う。そこらへんをどういうふうに考えているのか答えていただきたい。

施設再編推進班  
新庁舎担当

現状案の中で検討している執務室の面積の査定についてだが、今示している基本構想・基本計画案の中にあるが、総務省の地方債同意基準運用22年度版をもとに、新庁舎に入る職員の数と一人当たりの基準面積かける換算率によるものを基本として査定している。法的なというか、総務省の基準に則って計画段階なので、国の基準に則って想定している面積である。3番目だが、これまでのいただいた意見ということで、直近で言うと、11月に終えた地区との意見交換会があり、こちらの回答については、パブコメと同様に町の考え方を整理しているところで、同じような意見はまとめたり、町の考えをそれに対して回答する予定である。町のほうで回答を精査しているところで議員の皆様を示した後に町のホームページで公表する予定である。

財務課長

災害対策基金は現状残高 6,300 万円あまりあるが、先の議会で答弁した記憶があるが、この災害対策基金を設立した当時の議会での答弁として当面 1 億円を目標としており、条例を制定させていただいた経緯がある。まずは 1 億円に向かって順次積み立てを行っていきたい。過去にも吾妻山の一部が崩落した事件があり、その時に大規模に取り崩して使っていたという過去がある。順調になかなか積み上げは難しい状況である。災害への対策については条例を見ると分かるが、財政調整基金を災害対策に使える。いざとなったら、財政調整基金を活用させていただく形になる。

企画政策課長

1 つ現庁舎の片付けの関係、なかなか進まず答えづらいところではあるが、できる限り早期に見た目で分かるような片付けができるように職員に取り組むように指示をしているのもうしばらくお待ちいただければと思う。

大沼

1 つ目、総務省データをもとに面積を算定しているということだが、独自に町で現状に縮めて設計するのは可能なのか。受けた意見に対して答えが整理中だが、いつごろ公表できるのか。片づけをされるという話だが年末なので特に大掃除ではないがそういうかたちで取り組むのかどうかお答えいただきたい。

政策担当部長

面積の話があったが、4,600 か、縮めさせていただいたときに話をさせていただいたが、その中で精査していく。入らないものはラディアンにといいことで説明をしている。先ほどの基準の考え方だが、地方債同意基準とすることで、国が考えるマックスがここだと。これ以上広いスペースをとるのは勝手だが、その部分については、地方債を発行することができないと言う数字だと理解している。小さい分には構わないと理解していただきたい。いつごろ公表かということだが、まだいつということでは明言ではないが、なるべく早くと思っている。12月の全協のタイミングで報告できればいいなど、今スピードを上げているところである。約束ということではないと理解していただきたい

企画政策課長

片付けは年末と言うよりは日々片付けてほしいなど、今の気持ちとしてはある。できるだけ早くやれるようにしたい。

善波

執行者に伺う。執行者に聞くと、庁舎をまったくいらぬという話ではない。ここでいろいろ急に降ってわいたような庁舎の話になったが、本来でいけば庁舎が必要であれば何年計画で建てなければならぬという計画を以前から作っておかなければならぬ。普通の一般住宅でもそうだが。家が朽ちて腐食してきたらいつ建て替えようかと、計画を行政がしてこなかったから、ここであわてて取ってつけたようにやるからこういうことになると思う。そういう計画の中で、当然私たちが一般質問すると、地域集会施設とか公共施設再配置を考えていると言うが、考えていけばこういうことだからこうなったのだと、この時期にこうやらなければならない、こ

の財政はこれだけ積み込んできたということが明確になれば、町民は納得すると思う。急にやるから 26 億が 20 億になった、これは高いのではと、いろいろな議論を呼んで。それに対して明確な答えを出せるように、こういう計画で、金額はこうだからと説明を、できるだけの資料を。こういう陳情を受けた時に、ちゃんと答えられるように、その資料はあると思うが、計画があったはずなので。そこは無いのかを質問する。長期的な計画が無かったのかを問う。

施設再編推進班  
新庁舎担当

庁舎の計画がいつ頃からという質問だが、これまでも説明があったが、耐震化を小学校を優先させてきた話の中から、平成 25 年ごろ公共施設再配置等の検討を始めているところだった。その中から、庁舎の耐震性については再評価が必要で、平成 26 年度に庁舎耐震診断の再評価を行った。その時に、庁舎自体は全体の中で考えるとしてきた。もちろん当時は学校の話を含めて庁舎がどうあるべきかを考える検討をした。それから平成 28 年の熊本地震を受けて、公共施設再配置、町有地有効活用実施計画策定方針を策定する中で庁舎の耐震性を議会から問われたこともあり、スピード感をもって、公共施設再配置とは別に検討していくということをお答えしたところである。

政策担当部長

少しお話が長くなってしまったが、議会にこういうスケジュールでと報告をさせていただいたのは、役場整備手法調査報告書を平成 30 年 1 月の全協で説明させていただいた。その時点では従来方式の公設直営、リースあるいはデザインビルド方式、PFIなどを並行で示させていただき、市町村役場緊急保全事業債の活用は難しいということで、時間軸としては今より 1 年程度長い感じでお示しをしていた。それが事業債の活用ができるということもあり、少しスピード感がアップしているという状況である。

善波

そのことは分かっている。それ以外に、庁舎が町にとって必要だと明確になっている。大体 20 億円かかるから、25 億円くらい予算を用意しておこうとしなかったのかを聞いている。緊急保全債で急に決めたようで、元々の計画でそういうことを行政は考えていなかったのか。

政策担当部長

役場は、平成 8 年度に耐震診断を実施して以来、庁舎の耐震や建て替えを検討してこなかったのかというご質問と理解した。そういう意味では、学校の耐震化を優先して行い、その後ラディアンの建設があった。その中で庁舎の耐震化、新設という部分には着手していなかったということになる。

杉崎

さっき陳情者に聞いた件である。陳情項目 1 番目の原案は、今 i n g だと伺った。それ以外の意見の検証をしたのか、しないのか、するつもりがないのか。陳情にあるのでそのへんを伺う。原案については、今聞いたので結構である。

政策担当部長

新庁舎整備についての意見は、原案はもちろん、いただいたご意見に対する町の考え方の整理であり、陳情の具体配置がどうかというところまでは、町の方では検討していないが、分散化について町がどう考えているかは町として意見集約に入っている。

羽根

いくつかある。以前、議会の質問答弁の中で、町長が必要な所に職員は勉強しに行っているというお話があったが、そういうものを今回の検証結果には反映してくるのか。陳情項目2だが、議会でもビジョンのお話しは何度も出ている。未来はどうか、将来像はどうか、町がどういうふうになるのかがほしいというお話は何度もしているかと思うが、私の感覚では一向に出てこないという感じがある。どういうことを求めているのか、意思疎通ができていないのか。やはり出てこないのか。そのあたりを教えていただきたい。あと財政への影響だが、今まで町の方からご提示いただいたものは、こういう借金をするが、こうやって返すから大丈夫である、というのは、いくつか出していただいたが、町民の方々は自分たちにどう影響が出てくるか具体的に知りたい。もっと詰めていかないと出てこないかもしれないが、出す予定はあるのか。それとも難しいのか。この陳情項目2をどう捉えているのか。

施設再編推進班  
新庁舎担当

ご質問の1番目である。勉強しに行ってきたことが検証結果にどう反映されるかということだが、総務省のフリーアドレスやペーパーレスなどの話も聞いてきた。先進的な複合施設で磐田市の「にこっと」というところで、図書館に子育て施設と融合している場所も見てきた。今後も開成町や渋谷区など新しくできたところをは見ていきたい。まずは見たり、調べたり、問い合わせをし、検証した内容を今後の考え方には反映する予定である。

政策担当部長

ビジョンの話である。陳情項目には将来を見通した町の持続可能な未来像と、その財政への影響ということで、財政計画については後ほど財務課長からお話をするが、基本的には公共施設は再配置計画が町にはあり、これが大きなビジョンの1つだと思っている。全ての公共施設を維持することが今後はできず、費用についても抑えていなければならぬ。そのためには床面積を35%削減していくというのが、公共施設としての未来像なのかなと思う。人それぞれ思い描いたビジョンの姿は異なり、公共施設全体の再配置の絵がほしいと考えている方もいると思う。今はこう考えているというのを描くことはできなくはないと思うが、必ずしもその通りにはならない。学校の話でも当初提案したものについても、そうではないという議論が進んでいる。個別具体のものをそれぞれ考えていかなければいけない。公共施設全体では縮減を図らなければいけないのが1つ。あとは庁舎の基本構想基本計画の中ではラディアン辺りを基点として考えているのが町としての将来像だと思っている。

財務課長

私の方からは借入について、具体的に出す予定があるのかということについてお答えする。常々財政計画がいつ出るのかというお話

をいただいているが、行革に則って検証、作成をしているところである。基本的には今年中に出していきたいと考えている。ただ、今この場で問題となっている庁舎だけにフォーカスを当てて財政計画を出しても、あまり意味がない。今後庁舎以上に学校等で莫大な借金をするかたちになると思う。その時に今のような議論になるのかということである。そんなに借りるなら学校はつくるのかな、そういう話になるかは分からないが。いずれにしても、庁舎だけが借入れを起こすものではないので、全体を見通して、ある程度想定できるものを見越した中での借入れの影響等は示していくこととなるが、この事業は止めるとか、そういう具体的な表現は財政計画の中ではできないと考えている。最終的には行政側から提案させていただき、議会で審議、判断をいただくことだと思うので、一方的に止めるなどの表現はできないと考えている。

根岸

意見検証で、地区を回った意見を公開していくということだが、他にも要望書が出されたり、町長が直接やりとりしている意見についての総合的結論みたいなものは、パブコメをやった以外のところでも意見検証を行っているのか。その中での全体的な感触はどう捉えているのか聞きたい。

施設再編推進班  
新庁舎担当

地区を回って参加された人数は全部で247人、色々な意見をいただいた。同じような意見をまとめた結果140近い質問にまとめられた。それは耐震性から財政的なこと、分散化なこと、全てがいただいた意見で網羅できている状況である。その中でお答えするということが含まれるのかなと考えている。今まで議論された内容は町民の方も感じて、議員さんを通じて意見をいただいていると思う。やはり財政のことなどに質問が集中し、将来の福祉的、学校的な部分にも影響があるのではないかという意見もあるので、意見交換会の回答をすることで今までの質問に対して、網羅できていると考えている。

政策担当部長

意見交換会をやった感想について事実だけ述べさせていただくと、地区によって温度差があると感じた。あるいは住民の方々それぞれにも温度差があると感じた。それら総合してどうだということはここでは控えさせていただく。

根岸

当然それもふまえて結論というか、見解というものが町側から出てくると思う。今はまだ出せない時期。すでに基本構想と基本計画案については、議会の議論を何もしていないため、計画自体は硬直状態となり、打開策が見出せていない状況だと感じている。その中で町長にお答えいただきたい。保全債にこだわっていたが、この構想計画案を見直していかないとこれまでのいただいたご意見を反映するとか。これから町民に説明していく段階で、この構想計画案に動きをもたせないといけないと思うが、どうするつもりなのか伺う。陳情とも関わってくるので。

町長

今お話ししたように 20 地区、その中には複数開催したところもあるが、様々なご意見をいただいた。時間がかかっているのは、多くの意見をしっかり受け止め、まとめているので、早急に早い時期にしっかりお示したい。方式は Q & A かもしれないが、どうしても不可能なことや現実的に受け止めないといけない意見もあったので、現在まとめているとご理解いただきたい。その中から 1 歩進めていく責任があるため、250 人近い方からの意見をひとつひとつ受け止めている段階であるため、反映したものをまずは議会にお示しし、ご説明、意見公開をしていく必要がある。いつと言われると集約段階である。一方では災害に対する構えの危険性が厳しく、そういったことも含めて考えていきたい。陳情者からの意見でも様々な不安がある。それは町民の方多くの意見を受け止めての今日の陳情だと思う。それに対しても意見交換が終わったが、これからもご説明をしたいと思う。今はまだ面積など基準に沿っての構想段階であるので、そこに対してご意見が出るのは当然だと思う。次の段階で町の未来に即した禍根を残さないような事業にしていかなければならない。次の段階も含めてしっかり町民意見を反映した事業となるとう進めていきたい。

根岸

構想計画案は全くそのままいけそうと踏んでいるのか。もっと柔軟性を持たせた方が良くと受け止めているのか。そうこうしているうちに、次の選挙の争点になるような時期になる。もう 1 年あっという間に経った。今の感じだとこういう陳情にも応えていけるのか不安が少し残るので、もう少し構想計画案をどうしたいか教えてください。

町長

構想計画案の具体について、いただいた意見をそしゃくしている時期なので、皆さんに分かりやすく説明できるよう努めている。陳情者の方から町へ要望もいただいているが、先ほど窓口の件では混乱をさせて申し訳なかったが、町をしてはしっかり受け止めている。そちらに対しても早急に町の回答を示したいと思っている。そういったことを含めて一步一步考えているところである。

休憩 11 時 03 分

(傍聴議員の質疑：露木、松崎、小笠原、一石 各議員)

再開 11 時 45 分

#### <意見交換>

なし

#### <討論>

なし

#### <採決>

委員長

陳情第 13 号を採決する。陳情第 13 号を採択することに賛成の委員の挙手を求める。

挙手…全員

よって陳情第 13 号は採択と決定する。以上で陳情第 13 号の審査を終了する。

---

## ②二宮町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について (町長提出議案第 78 号)

### <補足説明>

政策総務部長

条例の補足説明について、お配りした資料について説明を総務課長よりさせていただきます。

総務課長

配布した地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の概要という資料をご覧ください。今回の条例の制定については、地方公務員法及び地方自治法の一部改正に伴い、臨時・非常勤職員について、特別職及び臨時的任用の適性を確保し、一般職の会計年度任用職員の任用等に関する制度の明確化を図るとともに、会計年度任用職員に対する給付について規定を整備したものである。まず 1 番目の、地方公務員法の一部改正では、臨時・非常勤職員が増加し、任用制度の趣旨に添わない運用が見られることから、(1)特別職員の任用及び臨時的任用の厳格化を図ることとして、①として、特別職の範囲は、制度が本来想定する専門的な知識経験等に基づき、助言、調査等を行うものに厳格化するものとしている。②では、臨時的任用は、常勤職員に欠員を生じた場合に厳格化したものである。また、(2)一般職の非常勤職員の任用等に関する制度の明確化として、一般職の非常勤職員の任用は、会計年度任用職員としての規定を設け、採用方法や任期等を明確化することとしている。地方自治法の一部改正においては、会計年度任用職員について、期末手当の支給が可能となるよう、規定を整備したものである。この 2 つの法改正を受けて、二宮町においても、現在の非常勤嘱託員や臨時雇用員についての任用を、会計年度任用職員とするために、今回の給与及び費用弁償に関する条例について提案をさせていただくものである。

休憩 11 時 51 分

再開 13 時 00 分

### <質疑>

善波

この条例が 4 月 1 日からであるが、当町の対象はどれくらいの人  
数か。また、財政にはどれくらいの人件費の影響があるのか。

庶務人事班長

まず対象人数だが、現在予算編成の最終であるが、現状の事業見直し等を鑑みた上で、約 180 名くらいの方が会計年度任用職員としての見込みである。人件費の部分だが、今年度ベースだと、いわゆる非常勤と臨時雇があり、非常勤の方は報酬でお支払いをしているが、臨時雇の方に関しては賃金となる。今年度ベースで言うと、約 1 億 5,000 万円くらいあるが、それが人件費の方に移行となる。加えて期末手当が支給されるのが、具体的な数字がまだ確定してい

ないが、期末手当分が予算に上乗せされるイメージである。

善波 確定しないと数字が出てこないということで理解する。

大沼 180名が対象ということだが、概ねどこの部署なのか。

庶務人事班長 各課に非常勤や臨時雇の方がいるが、健康福祉部局、教育部局が人数としては多い状況である。

根岸 対象が180人ということだが、現在いる非正規職員の人数というふうに捉えれば良いか。現在の臨時・非常勤職員の雇用人数を知りたい。経年変化というか、3～5年間が増加傾向なのか。国は増加してきているという話があるが、町として人数の変化を知りたい。先ほど、人件費の伸びを一部5,000万円が移行する、要するに項目、費目が変わるから、人件費として伸びてしまうという話になると思うが、今払っているお金と比べて、どれくらいの割合か大体の構想や見込み、何割増しになるかを教えていただきたい。平均の年額、会計年度任用になる前となった後に、人や職種によって違うという話だと思うが、新聞だと平均年額が下がると書かれている。大体の平均だと今までの金額これくらい、これからの金額はこれくらいという計算をされていたら教えていただきたい。期末手当が支給されるようになり、対象者としてはパートタイム型に影響してくると思うが、この対象者は週何時間以上働けばよいのか。6ヶ月未満は未支給と読めばいいのか。この人件費が、各自治体では苦勞するとされ、国は交付税措置をするという方針があるようだが、その情報について分かれば教えていただきたい。

庶務人事班長 現状の人数だが、町部局は延べ147名、教育部局が50名ほどいるので、約200数名が在職をしている。経年変化ということだが、若干人数は増えてきている状況である。具体的にどこがとは把握はできていないが、増加傾向であるのは事実である。人件費の費目だが、賃金という予算項目が法改正によりなくなり、物件費の賃金そのまま人件費にのっかってくるというかたちになる。およその見込みだが、細かい数字までは正直おさえきれっていないが、期末手当分がのっかってくるという認識ではある。

休憩 13時11分

再開 13時13分

庶務人事班長 おそらく期末手当により、1、2割くらいが伸びるのかなと思う。平均の年額だが、職種によって時間単価等も異なるので、今は具体的な計算ができていない状況ではない。期末手当の対象者は、現状週の所定時間が15時間30分以上、なおかつ、6か月以上の任期がある方に対して支給をしていきたいと考えている。交付税措置の話は伺っているが、確定はしていない状況だと考えている。



根岸

時間単価も変わってくるという話であった。そうすると増える人、減る人も出ると理解してよろしいか。再度の任用を上限4回までとしているが、これは年度越えが4回という理由はあるのか。非正規職員として雇用しているのは健康福祉部局、教育部局が多いということだが、既に条例化している自治体でも、年収として下がっている、外部委託を全面的にする方向にある。ただ職種によっては、外部委託にそぐわないという議論があった。委託化にそぐわない部分が二宮町でも出てくると思うが、一応全ての方が会計年度職員に制度的に移行するはずだが、先ほど200数名いて、対象は180名ということはこの制度にのらない方がいると捉えてよいか。シンプルに職責としては重くなると考えればよいのか。職員に近い扱いになる。要するに守秘義務や服務規程という意味では、規制が厳しくなると捉えてよいか。

庶務人事班長

給料単価の話だが、基本的に給料単価の設定に関しては現行の水準と合わせて、会計年度任用職員の方、地方公務員という立場となるため、常勤職との均衡もふまえて給料設定をしていきたい。再度任用が5年という考え方だが、労働契約法で5年働くと、無期転換というのがあるのはご存知かと思うが、地方公務員は除外となっているが、1つの目安を5年として捉えて、再度の任用は4回、トータルで5年間という考え方で整理をしたところである。

総務課長

この制度にのらない人がいるのかという質問だが、人数の差については業務の見直しや委託化を含めて行い、制度改正をしていく。その部分については、会計年度任用職員でないところで検討していく。若干の人数変動はあるかと思うが、今回は会計年度任用職員という制度というものを立ち上げていくということなので、委託化については運用の中、予算の中での議論になってくるのではないかと思う。職責の部分だが、基本的には重くのしかかるということではないと思うが、現状でも非常勤、臨時雇の方にも守秘義務や服務規程はある。今までと若干違うのは懲戒の処分が明確化され条例に載ってきているため、ある意味重くなるということであるかと思うが、業務自体の重さが変わるのかということ、そういうことではないと思っている。

根岸

今までの非常勤、臨時の方の金額が分からないからお聞きしている。時間給が減る方と増える方がいるので、そこを聞きたい。そもそも国は、任用の厳格化と明確化を言ってきて、今回の条例改正だと。さっきも新聞の記事について言ったが、メディアのタイトルでも、ボーナスが出ても月給は減ると言われている。今働いている方でも驚く方がいたり、困る方もいると思う。町は現在働いている方に対して、丁寧な説明が必要である。町の対応が良くないと言われないよう、細かく詳細を伝える方法はどうか考えているか。それから、結局人件費の増額が重くのしかかってくるがために、条例制定を蹴るという話をした場合、どういう状況が発生するのか。あり得る、あり得ないという話ではなく、どういう状況が発生するか教えてほ

しい。

総務課長

まず、時間給が減る人が出るかという質問だが、誰が雇われるかというのは、議会全員協議会でもご説明したが、公募していくのが原則であるため、誰々の給料が減るといって制度をつくっている話ではない。例えば、事務補助は最低賃金といわれる 1,011 円という時間単価である。基本的にはその部分では 1,011 円程度であり、それより少ないということは有り得ないと思う。そこに標準をおいて考えている。専門職については、ある程度金額がバラついている部分があるが、今の時間単価に近い部分を水準として考えていくと思っ  
ているが、あくまで職責に応じて給料を設定していくと条例で定めさせていただき、別表の中で 1 級、2 級と分けさせていただいている。今の時間単価をそのまま引き継ぐというわけではないと考えていただければと思う。現在の方への説明というか、対応と言われたが、この条例が可決され次第、制度のご説明を申し上げ、改めて公募していただくというかたちになるかと思う。人件費の関係が重くなるので、この条例が否決されたらどうなるのかというお話をいただいたが、仮に否決された場合は、今いる臨時雇、非常勤嘱託員の方は当然、全員採用ができないのでいなくなり、今いる職員で全てを賄っていくのが前提となる。もしくは全てを業務委託できるか分からないが、そういったことを考えなければいけなくなると思う。

羽根

公募ということは、今いらっしゃる方々を契約変えというふうに変えていくのではなく、改めてその方たちに公募してもらうというスタイルなのか。再度確認だが、職責に応じた時間単価になるということだが、今いる方がその職責に該当するか分からないから、給料が下がることもあるということなのか。先ほど根岸委員からもあったが、賞与が出ることで年収のバランスを取るといえることは有り得るのか。例えば年収 400 万円の方がいたら、月給を下げて賞与をプラスするというかたちなのか。私の理解が足りなかったら申し訳ない。

総務課長

原則、公募となるので今いる方も改めて公募していただく。特殊な部分については、今いる方にそのままというのものもあるかと思うが、原則は公募と考えている。今いる方の年収の話だが、公募という考え方なので、改めてこういう職種に関しては、時間給いくらでこういう条件で公募するというのを出した上で応募していただくため、今いる方たちの時給を横滑りさせるというよりも、改めて公募をすることを考えていただきたい。そう考えると、今いる人たちのお給料が下がるのか上がるのかという議論にはならないのかなと思う。そして今の議論からすると、賞与が出るから年収のバランスを取るといえる議論にもならないと思う。あくまで制度として会計年度任用職員制度というのを非常勤、臨時雇の方法からなっていくため、改めて条件を設定のうえ募集をして、応募していただくという形になると思う。

羽根                   そうすると公募で決まった方は4月採用という形で入っていただく。もしかすると臨時職員の活動が終わるので、そのタイミングで応募もしてこないという可能性もあるということであり、広く公募するという理解でよいか。

総務課長              先ほど根岸委員からご質問あったが、今いる方達にはお声かけはする。こういった職種について、会計年度任用職員をこういう条件で募集をかけるが、よろしければご応募くださいというふうにお声かけはする。それ以外にもホームページ等で広く公募をする。時期については基本的には4月を想定しているが、ものによって4月からではなく年度途中から雇用をスタートするものもある。ただし任期は1会計年度ごとに区切るため、4月採用でも5月でも翌年の3月31日で任期は切れるということである。

議長                   一般的に言われる正規職員と、町長、副町長や私たち特別職、フルタイム会計年度職員と、パートタイム会計年度職員とあるが、これから使われる名称として残るのは何なのか確認しておきたい。非常勤職員という言葉がなくなるのか、アルバイトという言葉がなくなるのか。正式な言葉として何が残るか、確認しておきたい。

庶務人事班長         当然我々は常勤職員である。非常勤特別職に関して、附属機関の委員さん、審議会の委員さんは非常勤の特別職として残る。今、議論いただいている部分だが、いわゆる臨時雇用、非常勤嘱託員が、フルタイムの会計年度任用職員は我々常勤職員と勤務時間数は全く同じである。パートタイムの会計年度任用職員は常勤職の勤務時間よりも少ない方が制度化される。

総務課長              端的に言うと、会計年度任用職員という言葉が残るだけで職員、非常勤は別として、今までの臨時雇、非常勤嘱託員は会計年度任用職員だけである。フルタイム、パートタイムは働き方だけのため、会計年度任用職員が残るだけである。

議長                   そうすると、常勤職員、非常勤職員と会計年度任用職員の3種類が、二宮町の中で職員としてのくくりがあるという理解でよいか。

総務課長              申し訳ない。今臨時と嘱託の話をしていたので落としてしまったが、退職した後の再任用職員というのも制度としてある。この後の議題にも出る任期付職員というのも現状としている。

議長                   私としては人件費が増えるという認識である。そうすると会計年度任用職員を減らして外部委託を事業とする方が、支出が減るだろうと考えてしまう。例えばシルバー人材センターを含めて、事業の割り振りとか委託業務的なものがこれによりどう変わるかという検討はしているか。

総務課長              先ほども少しお話ししたが、あくまで今回は制度の条例をお願い

している。例えば、会計年度任用職員ではなく外部委託にしていくのは、制度というよりも運用や予算的な問題になってくると思っ  
ている。今回は人件費の関係も含めて外部委託というの併せて検討  
しているが、制度というよりも予算の執行、運用という中で考えて  
いる。今回の条例改正とは別の話のため、できれば予算の中で3月  
には改めて提案が出てくると思うので、そこで議論していただけれ  
ばと思っている。

政策総務部長

若干、補足をさせていただく。当然、人件費はご心配のとおり増  
になるということも予測される。予算編成していく中で業務関係の  
効率化、これは委託化した方が合理的にできるのではないかとい  
うものについて委託化も検討していく。合理的な業務運用をしたい  
という考え方のもとに進めていく。

坂本

今、運用はこれからやるから議題にするのはおかしいという話だ  
が、末端の職員が感触を得るために担当の嘱託にあたっている事  
実がある。そこで言えるのは、200名くらいの方を平等に行ってほ  
しい。色々な話が出ている。自分たちは委託され、余った金が新し  
い方に行くのではないかと余計な憶測を飛ばされている。どんな職  
種でも一生懸命今までやってきているため、それを無理やり経費節  
約のために嘱託の人たちを委託にしないようお願いしたい。3月議  
会にこの結果が数字として出た時、議会として結論を出す時に困  
るので、こういうことを言っておきたいが、いかがか。

政策総務部長

当然そういったところも配慮しながら、先ほど申し上げたとおり  
今お仕事をされている方達には十分にご説明をさせていただきなが  
ら進めていきたい。

坂本

町長にお願いの文書が出ていたり、生きがいの方へもそういうの  
が出ている現実があるため。言わんとすることは、今まで働いて  
いた人が委託となると心構えが変わる。すでにふたみ記念館はそれ  
が進んでいるが。せめてそういう人たちが同じ気持ちで現場に取  
り組めるよう計らってほしいというお願いである。

休憩 13時39分

(傍聴議員の質疑：露木、渡辺 各議員)

再開 14時02分

## < 討論 >

大沼

78号について賛成の立場で討論をさせていただく。国の労働法な  
どをもとにした改正となってくるという印象だが、運用と対応を適  
正にさせていただき、給食センターや温水プールなど委託すること  
により、支出の高騰しているような印象がある。安易に委託し、結  
果として支出を高騰させないようにご注意をいただきたい。それと  
ともに、労働者の職と賃金というものは当然、生活に直結をする  
ため、運用については条例を盾にするような対応は謹んでいただき、その

ことを要望の上、賛成をさせていただきます。

**<採決>**

委員長

それでは議案第 78 号を採決する。原案のとおり可決とすることに賛成の委員の挙手を求める。

(挙手全員)

挙手全員である。

よって議案第 78 号は可決と決定する。以上で議案第 78 号の審査を終了する。

---

**③会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について  
(町長提出議案第 79 号)**

**<補足説明>**

なし

**<質疑>**

大沼

添付資料 1 で、具体的に改正後と改正前の 12 ページだが、役職の変更される対象が書かれているが、これはどんな理由でこのようなかたちになっているのか。

庶務人事班長

こちらの条例は嘱託員という方が位置付けられている。現行の地方公務員法によると、非常勤特別職員として位置付けられているが、改正後の地方公務員法になるとこういった方が非常勤特別職から除外されてしまうため、会計年度任用職員に移行する職として整備をされるため、こちらの条例から削らせていただくようなかたちになる。

大沼

削った基準というか、理由はそれぞれどういうことか。

庶務人事班長

端的に申し上げますと、この方たちは雇用されている方であり、基本的に上司の指揮、命令下に入っている方たちである。地方公務員法が改正され、非常勤特別職という方は指示、命令系統にそぐわない方のみ限定とされているため、今回このような方たちは、会計年度任用職員に移るということとなる。

大沼

事務の整備というところが行政サイドでどのように見られているかが、判断基準というところが正直分からないところであるが、ある程度施設の管理とかは分かるが、実際に安全面とか配慮が必要な温水プールとかは大丈夫なのかなと心配だがいかがか。

総務課長

特別職員報酬費用弁償の額並びに支給方法条例の改正を第 7 条関係の条文でしているが、この表が実はものすごく長く、上が略されている。それこそ農業委員会から始まり、病院の嘱託医などが並んでいる。この青少年指導員より下が全て嘱託員、先ほど会計年度任用職員になると言った非常勤嘱託員の方が並んでいる。非常勤嘱託員という

のは法令上なくなるので、会計年度任用職員に移行して特別職から外すということとなる。いわゆる雇用関係にある人たちは、特別職ではなくなるということでここから外れるとご理解いただければと思う。

羽根

この嘱託職員で会計年度に変わる方々への説明というのは、どの程度済んでいるのか。4月からだと、もう12月のため、まだ条例が変わっていないからこれから説明となるのか。一般企業の雇用だと2か月前とか。今回は雇用がいったん終わることなので、2か月前までには終わらないといけないと思うが、そのへんの準備はどうか。

総務課長

先ほども周知の関係はお話しさせていただいたが、この条例が可決され次第、今月にはある程度の周知はしていきたい。公募が1月下旬からと考えているため、早急にご説明を申し上げていきたい。

政策総務部長

説明に関しては先ほど申し上げた通り、担当課がそれぞれの職の方に対して説明をするわけだが、内部的には会計年度任用職員の件はだいぶ時間をかけて色々なところを検討し、どういう説明が必要か、どういう条件にするか議論をしてきた。制度的に条例の方をご承認いただければ、それをふまえてすぐに説明していくという準備をしているところである。

根岸

資料1の1ページで、人事評価について、人事評価が簡易な評価になって、先ほど則したシートの作成とおっしゃったが、選考は担当課だと、その評価は担当課で行うということになる。フルタイムの人は公表の人事評価対象となり、パートタイムはそうでないということとなるのか。フルタイムは実際に何人くらいか教えていただきたい。先ほどの、会計年度任用職員への移行をする方々が出る、上司の指揮、命令下に入っている人々だということは分かった。ほとんどの方は生涯学習関係の方となる。そうすると、この施設にいらっしゃる臨時や他の非常勤の方がいると思うがこの12万6,000円というのは下がり、結果としては年収は上がるということになるのか。要するに他の臨時雇用、非常勤の方々と同じ扱いになっていくということであるか。

庶務人事班長

人事評価の関係だが、たしかに第1条関係で我々地方公務員等の運営状況の公表ということで、この項目というのは例えば職員の任用関係、給料関係、勤務時間について年1回公表するというルールであり、こちらに人事評価の公表も中身として位置付けられている。その中にフルタイム会計年度任用職員が対象になるというのをこの条ではうたっている。もう1点目の12万6,000円の現状嘱託員の方は前段の条例で若干触れているが、基本的には職責や仕事の状況や内容によって給料単価、月額等を定めていく状況であるため、上がるとか下がるという部分ではない。

根岸

移行するというカリセットするということだと思うので、12万6,000円はいったんなくなってという話であるため、今までの臨時雇いや嘱託員の方々もそういう一緒の扱いになり、会計年度任用職員と

いうことでよろしいか。何度も確認されているとは思いますが、こうやって表がなくなってくると、何名かの方々の取扱い状況について知っておきたいと思ったため再度聞いておきたい。人事評価はパートタイムの方は公表対象でなく、担当課で行うシートで表されるということでのよろしいか。

総務課長

まず評価の話である。この条例とは直接的には関係はないが、基本的には評価はフルタイムもパートタイムも人事評価を行う。それを再度の任用に含めて評価をしていく。これは担当課が行い、再度の任用を行うかも担当課で考えるということである。嘱託員の給料の話だが、基本的には会計年度任用職員となるため、考え方は嘱託員も臨時雇用の方も同じである。職責に応じてと先ほどお話しさせていただいているが、当然、この方たちは現在月額 12 万 6,000 円程度の職責を担っている方たちだという判断しているため、事務補助とは違うそれなりの金額設定になってくるのではないかというふうには考えている。

休憩 14 時 18 分

(傍聴議員の質疑：渡辺議員)

再開 14 時 21 分

#### < 討論 >

なし

#### < 採決 >

委員長

それでは議案第 79 号を採決する。原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求める。

(挙手全員)

挙手全員である。よって議案第 79 号は可決と決定する。以上で議案第 79 号の審査を終了する。

休憩 14 時 21 分

再開 14 時 30 分

---

### ④二宮町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例 (町長提出議案第 80 号)

#### < 補足説明 >

政策総務部長

お配りさせていただいた給与勧告の骨子に従い、補足説明を総務課長よりさせていただきます。

総務課長

配布した資料をご覧いただきたい。こちらの方は国の給与勧告の骨子である。今回、人事院勧告に伴い、条例改正をさせていただくため、大まかな内容について説明させていただく。本年の給与勧告のポイントという 3 点についてである。まず、初任給及び若年層の俸給月額を引き上げるということで、0.09%の差を埋めるということである。2 番目として、ボーナスを 0.05 月分引上げ、勤勉手当に配分するとい

うこと。3点目は住居手当を引き上げることである。直接的に議案あげられない80号に係わる部分全てではないが、この人事院勧告に基づいて今回の条例改正を行い、給料表の改定及び期末手当の支給割合の改正をさせていただくということである。

#### <質疑>

大沼

人事院勧告だが、これは法令で定められている内容ではなく、ガイドラインみたいなものだと思う。この2に月給例として民間給与との較差と書かれているが、四角枠内に書いてある国の統計自体が正しいのかなと思う。実際に生産年齢人口の中の課税対象者となると、それほど高くない給料だと印象を受けている。例えば、人事院勧告の話ではなく、町の運営として、町職員の減給というのも町長として考えられることはあるのか。

町長

職員給料に関しては条例に従ってやる。減給というのは色々な懲罰だったり、規定に従っては行いが、その範囲の中で適正に行っていきたい。

大沼

そのことを聞いたのではなく、人事院勧告の公表の中から、給料引き上げのガイドラインみたいなものが示されているというところだが、それに基づいてのこの条例提案だと思う。例えば、国や人事院だけでなく、町の運営において、町長の判断で減給というような条例提出はあるのか。

町長

現状では考えていない。適正にその部分は判断して行っていきたいと思っている。

休憩 14時34分

(傍聴議員の質疑：松崎議員)

再開 14時41分

#### <討論>

なし

#### <採決>

委員長

それでは議案第80号を採決する。原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求める。

(挙手全員)

挙手全員である。よって議案第80号は可決と決定する。以上で議案第80号の審査を終了する。

---

### ⑤職員の給与に関する条例の一部を改正する情勢

(町長提出議案第81号)

#### <補足説明>

政策総務部長

先ほどと同じ給与勧告の骨子は共通となるが、加えて若干の補足説明があるため、総務課長より説明をさせていただく。



総務課長

先ほどの資料については、人事院勧告の骨子が載っているため、この3点についてはこの条例の中で改定をさせていただいているため、それ以外の改正について説明をさせていただく。第15条2第2号では、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律において施行されることに伴い、地方公務員法の一部が改正されたことで、成年被後見人等が欠格条項から除かれることに伴うことの改正を行うものである。2ページ目以降は給与表の改定になるので少しとばし、12ページをご覧ください。第13条においては、勤務1時間当たりの給与額を、現状の国家公務員の例に準じていたものを、労働基準法に基づく算定方法に改めるということにさせていただいているものである。さらに、第16条の3においては、会計年度任用職員制度の導入に伴う、条文の整理を行うことである。それ以外については先ほどの人事院勧告のとおりである。

### <質疑>

根岸

初任給及び若年層の月額にあたる方は何人くらいか。これによって全体的に与える影響額は。内払いを含めて。

庶務人事班長

人数までは把握しきれていないが、新旧対象表の2ページ以降で若干色が付いている箇所が増額改定している部分である。こちらに該当する号給の職員が今回の人事院勧告によって水準が上がる方となっている。影響額は給料と手当を足すと約620万円である。内払いというのは給与改正とするまでは現状の給与単価で常に支払をしている。今回改定を行うことで4月1日に遡り増額改定をするので、例えば年間500万円の給与額であれば、そのうちの480万円をすでに払っているという捉え方をするので、それを内払いと定義している。

休憩 14時47分

(傍聴議員の質疑：露木議員)

再開 14時49分

### <討論>

大沼

81号の議案について質問はしていないが、この二宮町では人事院勧告の給与縮減、または町財政の運営が悪化した時には、給与縮減の条例提出または適切に行われるよう求めて賛成とする。

### <採決>

委員長

それでは議案第81号を採決する。原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求める。

(挙手全員)

挙手全員である。よって議案第81号は可決と決定する。以上で議案第81号の審査を終了する。ご苦労様でした。

閉会 14時50分